

えどがわ百景ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川らしさを象徴する景観ポイントとして選定されたえどがわ百景を、広くPRすることを目的として制定されたえどがわ百景ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(使用承認)

第2条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができるものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (3) 法令及び規則等に違反するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市開発部長が別に定めるロゴマークの使用承認の基準を満たさないもの

(事前相談)

第3条 次条第1項の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、えどがわ百景ロゴマーク使用申請事前相談書にロゴマークを使用する商品等の内容が分かる資料を添えて江戸川区長(以下「区長」という。)に相談をしなければならない。

- 2 前項の規定による事前相談を行う者は、区長から当該相談に必要な書類の提出を求められたときは、これに応じるものとする。
- 3 区長は、前条第4号に規定する基準に基づき、事前相談の内容についての審査を行い、基準に適合すると認めるものについて、区民及び関係団体から構成されるえどがわ百景幹事会の意見を聴くことができるものとする。

(使用承認申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、えどがわ百景ロゴマーク使用承認申請書(以下「申請書」という。)により、区長に申請し使用承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体等が行う第2条各号に反しない行為については、申請を必要としない。

- (1) 江戸川区(以下「区」という。)が使用する場合又は区が主催する事業等で使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に認める団体等
- 2 申請に当たっては、施設管理者及びその指定する関係者並びにイベント主催者及びその指定する関係者(以下「関係者」という。)の合意を得なければならないものとし、関係者から合意を得たことを証明するものを添付するものとする。

3 ロゴマークと併用して特定の個人が識別できる写真を使用する場合は、本人の合意を得なければならないものとし、本人から合意を得たことを証明するものを添付するものとする。

4 申請書には、ロゴマークを使用する商品等の見本を添付することとし、添付できない場合は、ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等を添付するものとする。

(使用承認の決定)

第5条 区長は、申請書の提出があったときは、第2条第4号に規定する基準に基づきその内容について審査を行い、使用を承認する場合はえどがわ百景ロゴマーク使用承認通知書(以下「承認通知書」という。)により、使用を承認しない場合はえどがわ百景ロゴマーク使用不承認通知書により申請者に対して通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による使用の承認(以下「使用承認」という。)に当たり、条件を付することができる。

(使用承認の期間)

第6条 ロゴマークの使用承認の期間は、使用承認を受けた日から2年以内の9月末日までとする。

2 使用承認の期間満了後において、引き続き使用するときには、改めて承認を受けなければならない。

3 前項に規定する承認については、前2条の規定を準用する。

(使用状況の報告)

第7条 区長は、第5条の規定による使用承認を受けた者(第4条ただし書きに規定する申請を必要としない者を含む。以下「ロゴマーク使用者」という。)に対し、えどがわ百景ロゴマーク使用状況報告書により報告を求めることができる。

2 ロゴマーク使用者は、区長から前項の報告に必要な資料の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマーク使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。

(2) 関係法令を遵守すること。

(3) ロゴマークの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講ずること。

(4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに区に連絡をすること。

(5) ロゴマークの使用に関わる第三者との係争、審判、訴訟等について、区に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度区と

協議して決定すること。

- (6) ロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。
- (7) ロゴマークの使用に当たり、故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償すること。
- (8) 区がロゴマークの使用に関し調査を行う場合又は商品や資料等の提出を求めた場合は、速やかに対応すること。

(使用許可の変更及び追加)

第9条 ロゴマーク使用者は、第5条の規定による使用承認を受けた後に、使用の内容に変更が生じたときは、えどがわ百景ロゴマーク使用承認変更申請書に承認通知書の写し及びロゴマークを使用する商品等の変更後の見本（見本を添付できない場合は、ロゴマークを使用する商品等が確認できる写真、図案等）を添えて区長に提出し、改めて変更後の承認通知書の交付を受けなければならない。

2 ロゴマーク使用者が、第5条の規定による使用承認を受けた内容とは別に、新たに商品等にロゴマークを使用しようとする場合は、当該追加する内容に係る事前相談を行い、承認を受けなければならない。

3 前項に規定する事前相談及び承認については、第3条から第5条までの規定を準用する。

(使用の中止)

第10条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、えどがわ百景ロゴマーク使用中止届に決定通知書（前条第1項の規定による使用の変更があったときは変更後のもの）を添えて区長に届け出なければならない。

(使用承認の取り消し)

第11条 区長は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める使用承認の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条の遵守事項に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為が認められたとき。
- (4) その他区長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、えどがわ百景ロゴマーク使用承認取消通知書により当該決定を取り消された者に通知するものとする。

3 区はロゴマーク使用者が第1項の規定により使用承認を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第 12 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（権利譲渡の禁止）

第 13 条 ロゴマーク使用者は、使用承認の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

（商標の管理）

第 14 条 区は、申請書を審査し使用承認又は不承認を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、都市開発部都市計画課内に備え置くものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者名及び住所
- (3) 使用目的
- (4) 審査結果
- (5) 承認番号
- (6) 承認年月日
- (7) 承認期間満了年月日

（様式）

第 15 条 この要綱の施行について必要な様式は、都市開発部長が別に定める。

（委任）

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市開発部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。